

教育データ連携の実現に向けた実証調査研究に参加する事業者の公募

公募要領

令和6年3月28日

令和6年4月10日

一部修正

デジタル庁 国民向けサービスグループ 教育担当

第1 事業の趣旨

デジタル庁及び関係省庁は、学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けて、目指すべき姿やその実現に向けて必要な措置を盛り込んだ「教育データ利活用ロードマップ」を令和4年1月7日に策定・公表した。また、デジタル庁では令和4年度及び5年度において、校務支援システム、学習支援システム、学習アプリの事業者の参加による主体情報、学習情報の連携に関する標準規格の技術検証及びテスト環境を用いたデータ連携実証を行った。これらも踏まえ、日本のデジタル学習環境において教育データ連携を実現するための標準仕様がまとめられるなど、技術的な側面から見れば、教育データの相互運用性確保が可能な状況となっているが、教育データ連携のメリットや標準仕様に関する知識等に関する周知が不十分であるために、実際の現場において標準仕様を用いたデータ連携が行われている事例はかなり少ないのが現状である。

このため、標準仕様の普及に向け、教育データ連携を実現することによるメリットを具体化するため、デジタル庁の調査研究「教育データ連携の実現に向けた実証調査研究」（令和6年3月25日公告）（以下「本実証調査研究」という。）により、標準仕様に準拠したサービスを活用して、教育データ連携を実際の学校現場において実践する実証を行うこととしており、本実証調査研究に参加を希望する複数の事業者を公募する。

なお、本実証調査研究を請け負う事業者（以下「請負事業者」という。）の決定後、本件公募に採択された事業者（以下「採択事業者」という。）と請負事業者との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で、委託等契約を締結する予定である。

第2 公募内容

名称：標準仕様による教育データ連携実証

対象：教育関連サービスを提供する事業者

採択予定数：最大 2 事業者程度

費用：1 事業者あたり最大 750 万円

第3 業務内容

教育データ連携のメリットの具体化、ユースケース創出、標準仕様の普及促進に向け、以下に示す連携技術仕様により実現可能な教育データ連携を実際の学校現場において実践する実証を行う。

I. 校務支援システム

- ① 「学習 e ポータル標準モデル Ver4.00」で定められる学習 e ポータルが校務支援システムと連携して動作するための技術仕様（OneRosterCSV 出力）

II. 学習管理システム

- ① 「学習 e ポータル標準モデル Ver4.00」で定められる学習 e ポータルが校務支援システムと連携して動作するための技術仕様（OneRosterCSV 入力）
- ② 「学習 e ポータル標準モデル Ver4.00」で定められる学習 e ポータルが MEXCBT 以外の学習ツールと接続するための技術仕様（LTI 送信）

III. 学習ツール

- ① 「学習 e ポータル標準モデル Ver4.00」で定められる学習 e ポータルが MEXCBT 以外の学習ツールと接続するための技術仕様（LTI 受信）

なお、上記実証の実施に当たっては以下の要件を満たすこと。

- A) 実証の実施に当たっては、以下の調査研究の成果を踏まえること。

デジタル庁

- 「教育関連データのデータ連携の実現に向けた実証調査研究（教育における広域なデジタルコンテンツの利活用環境整備と連携）」（令和 4 年 9 月 21 日公告）
- 「令和 5 年度教育関連データのデータ連携の実現に向けた実証調査研究」（令和 5 年 2 月 21 日公告）」
- 「教育データ連携・利活用の効果的な実施に向けた業務の標準的なスケジ

ールに関する調査研究」(令和5年9月28日公告)

文部科学省

- 「教育 DX を支える基盤的ツールの整備・活用事業 (文部科学省 CBT システム (MEXCBT) の拡充・活用推進事業) ~学習 e ポータル標準化推進事業~」(令和5年4月20日公告)
 - 「教育 DX を支える基盤的ツールの整備・活用事業 (教育データの利活用の推進事業) ~教育データの効果的な分析活用に関する調査研究~」(令和5年5月18日公告)
 - 「教育 DX を支える基盤的ツールの整備・活用事業 (教育データの利活用に関する留意事項策定事業)」(令和5年4月28日公告)
 - 「教育 DX を支える基盤的ツールの整備・活用事業 (文部科学省 CBT システム (MEXCBT) の拡充・活用推進事業) ~教育データの標準化推進~」(令和5年8月4日公告)
 - 「教育データの利活用に係る留意事項」(文部科学省)
- B) I ~ III に示した標準仕様への準拠を含め、「就学事務システム (学齢簿編製等) 標準仕様書」(文部科学省)、「学習 e ポータル標準モデル」(ICT CONNECT 21)、「教育情報アプリケーションユニット標準仕様」(APPLIC) 等の標準に準拠したシステムを活用すること。本実証への参加にあたり標準仕様を実装する場合の費用は負担しないが、公募時点で未実装のシステムの参加も妨げない。その場合は、実証に支障のない期間内で標準仕様を実装することとし、デジタル庁が用意するテスト環境において標準仕様の適合試験を受験し、合格すること。
- C) 校務支援システム事業者、学習管理システム事業者及び複数の学習ツール事業者と連携の上、地方公共団体の協力を得て実証を行うこと。この場合、校務支援システム事業者、学習管理システム事業者、学習ツール事業者はそれぞれ異なる事業者であることが望ましい。また、協力を得る地方公共団体については、本実証を実施する段階で、標準仕様による教育データ連携を実現できていない団体を対象とすること。
- D) 標準仕様による教育データ連携を行うに当たっては、システム間連携時のユーザー識別のために、校務支援システムにより生成された UUID を用いること。
- E) 標準仕様で連携する校務支援システム、学習管理システムが、令和7年度開始時点から年次更新がなされている状態で運用できることを前提に、スケジュール

の検討及び年次更新を可能とする環境の整備を実施した上で教育データ連携を行うこと。なお、2月初旬を想定している成果報告書の提出までに、実データによる教育データ連携が実現できない場合は、それ以前にサンプルデータを用いて年次更新作業を試行することを妨げない。また、学習アプリについては、デジタル庁の調査研究「令和5年度教育関連データのデータ連携の実現に向けた実証調査研究」（令和5年2月21日公告）」の調査結果も踏まえ、アカウント管理を必要としない教育データ連携を行うことが望ましい。

- F) Eで示した令和7年度開始時点でアカウント更新がなされている状態を実現するため、実際にデータ連携を行う際の名簿情報作成のタイミングやシステム間の連携時期等のスケジュールをまとめるとともに、その結果を踏まえ、デジタル庁の調査研究「教育データ連携・利活用の効果的な実施に向けた業務の標準的なスケジュールに関する調査研究」（令和5年9月28日公告）の成果物であるモデルスケジュールについて、適切なアップデートのための意見出しを行うこと。
- G) 標準仕様による教育データ連携を実現することで、年次更新作業等、これまで手入力などで行われていた作業がどれだけ効率化されたかについて、定量的かつ具体的なメリットをまとめること。特に、教育委員会事務局職員及び教職員の作業について丁寧にメリットをまとめること。
- H) 標準仕様による教育データ連携を実際の現場において実現するために、解決しなければならない課題が存在する場合や、より効率的な連携を行うために標準規格のアップデート等が必要あるいは望ましいと考えられる場合は、その内容についてもまとめること。
- I) 「就学事務システム（学齢簿編製等）標準仕様書」に基づき、就学事務システムから校務支援システムへのCSV連携に運用面・技術面で課題が発生し得るのであれば、その課題についてもまとめること。なお、上記課題の検証においては既存の学齢簿システムを用いることを妨げない。
- J) 本実証調査研究でデジタル庁が実施するイベントにおいて、本実証の成果を報告すること。成果報告の詳細については、デジタル庁及び請負事業者と調整の上、決定することとする。

第4 契約等

1. 契約

(1) 契約の締結

請負事業者と採択事業者との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で、業務契約を締結する。このため、本公募で採択された事業者名、措置費用については、請負事業者にも通知する。

(2) 契約期間

契約期間は、規約締結日（令和6年5月下旬を想定）から令和7年3月28日（金）までの日でデジタル庁が別に定める日までとする。

(3) 契約の形態

請負事業者と採択事業者が締結する委託契約とする。

2. 委託費

(1) 委託費の扱い

委託費は、請負事業者と採択事業者との契約書に定められた用途以外への使用は認められない。なお、採択された実証調査研究に係る計画書等は、必要に応じて契約の締結時まで採択事業者とデジタル庁との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。

(2) 委託費の内容

委託費は、本実証調査研究の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費(直接経費)(それぞれ消費税10%(消費税率+地方消費税率)を含む。)とする。本実証調査研究の実施に当たり新たに経費が必要となるものを対象とする。

また、委託費は、請負事業者との連絡調整や、複数の事業者及び地方公共団体との連携に係るマネジメント費用に対して、その大半を活用することとし、横展開の観点からも、教育データ連携の実施に係る経費については、可能な限りコストを抑えた実施が望ましい。

(3) 対象外経費

以下の経費は対象外とする。

- ・応募者の通常の業務経費
- ・本実証調査研究の実施に直接的に必要な経費以外の経費
- ・契約期間の間に実施されない取組に係る経費
- ・国等により、別途、補助金、委託費等が支給されている経費

第5 成果報告書

採択事業者は、請負事業者がデジタル庁に提出する成果報告書の策定に主体的に協

力すること。なお、本件公募において求める成果は以下のとおり。

- ① 標準仕様により教育データ連携を実現した際の、定量的かつ具体的なメリット
- ② 標準仕様による教育データ連携を実際の現場において行う場合に解決しなければならない課題及び必要な標準仕様のアップデートがある場合、その内容と解決策
- ③ 校務支援システム、学習管理システムを年度開始当初からアカウント更新がなされた状態で運用可能とするために実践した教育データ連携のスケジュールと、デジタル庁の調査研究「教育データ連携・利活用の効果的な実施に向けた業務の標準的なスケジュールに関する調査研究」（令和5年9月28日公告）の成果物であるモデルスケジュールについての、適切なアップデートに向けた意見出し

第6 応募手続

(1) 応募に必要な資料

以下の内容を記載した実証調査研究計画書を提出すること。また、その他、補足資料を必要に応じて提出すること。

- ① 応募事業者名
- ② 応募事業者代表者氏名
- ③ 応募事業者担当者名（所属・役職・氏名）及び連絡先（電話・Eメールアドレス）
- ④ 応募事業者の概要（資本金、従業員数、事業概要等）
- ⑤ 実装するアプリの概要（アプリの商品名の他、必要に応じて、サービス提供/販売実績、シェア、学校等での利用状況等）
- ⑥ 実証調査研究の実施計画（実装に関する開発及び実証に関する実施計画）
- ⑦ 公開する成果物の範囲
- ⑧ 実証調査研究に参加する理由
- ⑨ 概算予算（別添「費用内訳・予定額（令和6年度）」の様式により提出すること。）

(2) 提出期限

令和6年5月13日（木）17時

(3) 提出方法

- ・ 提出書類(実証調査研究計画書及び補足資料)は、社名入り版、社名なし版をそ

れぞれ 1 部ずつ、第 10 に記載する連絡先に電子メールにより提出すること。

- ・ 用紙サイズは A4 縦版横書きを原則とし、日本語で作成すること。
- ・ 送信メール件名は「【応募事業者の名称（例：〇〇株式会社）】企画提案書（教育データ連携の実現に向けた実証調査研究）」とすること。
- ・ ファイルを含めメールの容量が 10MB を越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・ メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・ メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3 開庁日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて照会すること。

第 7 選定方法等

（1） 選定方法

書面審査に基づき、選定し、採択する。なお、(3)及び(4)に記載のとおり、評価に際し、応募者に対して追加資料の提出、ヒアリングや、提案内容の修正等を求める場合がある。

（2） 選定のポイント

選定に当たっては、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。なお、以下に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

① 調査内容の妥当性

- ・ 公募要領に示した内容について、全て提案されており、かつ本取り組みの目的、前提条件や特徴について適切な認識を持っているか。提案内容は、論理的に整理されており、わかりやすく、具体的に記載されているか。

② 作業計画の妥当性・効率性

- ・ 本実証調査研究を遂行するために必要な人員・体制を構築しているか。
- ・ 本実証調査研究を実施するため、請負事業者、地方公共団体、自社以外の事業者との連携・協力体制が構築できているか。
- ・ 実施スケジュール、計画が無理なく組まれており、本実証調査研究の確実な実施・運営が見込めるか。

③ その他

- ・ 標準仕様による教育データ連携を行うことによるメリットについて、実証により明らかにしたい内容が具体的に提案されているか。

- ・ 標準仕様の意義を示す観点でも、多様な校務支援システム事業者、学習管理システム事業者、学習ツール事業者を巻き込んだ計画となっているか。
- ・ 実証の成果を横展開する観点から、教育データ連携を効率的・効果的に実施する方法が具体的に提案されているか。
- ・ 予算は限度額の範囲内であるか。また、データ連携に係る金額について、過度に作業項目が設定されているなど必要以上の金額が見積もられてはいないか。

(3) 提案内容の確認・修正

選定は提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼し、又はヒアリング等を実施することがある。また、必要に応じてデジタル庁と応募者との間で調整の上、提案内容について修正等を行うことがある。

(4) 提案の採択

デジタル庁は、採択したときは、本実証調査研究の請負事業者に対して速やかにその旨通知する。採択された提案については、契約時まで、必要に応じてデジタル庁と採択事業者との間で調整の上、第7(3)の例示と同様に修正等を行うことがある。なお、提案時に提出した計画自体に変更がある場合、第7(2)に定める各種項目が、選定時と同じ水準で引き続き担保できることが認められる場合に限り、変更を許容するものとする。なお、採択後に、ICT CONNECT21、日本IMS協会等で検討中の日本の学習環境に適応した基準（JapanProfile等）の変更等があり、実装が困難になった場合は、契約前であれば、実装を辞退することも可能とし、契約後であれば速やかに請負事業者及びデジタル庁と協議し、実装範囲等を再検討するものとする。

第8 実施スケジュール

実施スケジュールについては、概ね以下のとおりを想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・ 地方公共団体及び参加事業者間での調整、標準仕様の実装（～令和6年7月）
- ・ 標準仕様によるデータ連携の実証（～令和7年2月上旬）
- ・ デジタル庁が実施するイベントにおける成果報告（～令和7年2月下旬）
- ・ 請負事業者による報告書の取りまとめへの協力（～令和7年3月）
- ・ 請負事業者との間での課題確認等を含む作業進捗等の調整（本実証調査研究の実施に必要な都度（具体的なスケジュールは請負事業者と採択事業者との間

で決定))

第9 説明会の開催

本件公募に関し、令和6年4月17日(水)15時より、オンラインの説明会を開催する。説明会に参加希望の事業者については、令和6年4月16日(火)18時までに、第10に示す問い合わせ先まで、メールにて連絡のこと。

第10 公募要領に関する問合せ先・応募資料提出先

デジタル庁

担当者 吉田、西原

所在地 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 19階

メール kyouikuchoutatsu@digital.go.jp